

政令第三百四十六号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第三項並びに第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二八から三〇まで、三二」を「三〇」に改める。

附則第三項中「、二八から三〇まで、三二」を「、三〇」に改める。

別表第一の五の項（二）を次のように改める。

---

（二） 削除

---

別表第一の五の項（九）を次のように改める。

---

（九） 削除

---

別表第一の五の項（十七）中「ビニリデンフルオリドの共重合体、」を削る。

別表第一の七の項（十）及び（十二）を次のように改める。

(十) アナログデジタル変換器(四の項の中欄に掲げるものを除く。)

(十一) デジタル方式の記録装置

別表第一の九の項(九)を次のように改める。

(九) 削除

別表第一の九の項(十一)中「から(十)まで」を「(八)若しくは(十)」に、「測定装置、試験装置又は修理用の装置」を「又は測定装置」に改める。

別表第一の一〇の項(四)中「及び一二」を削る。

別表第一の一三の項(四)を次のように改める。

(四) 水中用の照明装置

別表第二の二八及び二九の項を次のように改める。

二八	削除	
二九	削除	

別表第二の三三の項を次のように改める。

別表第三の二中「リベリア」を削る。

別表第七中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を三の項とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、平成二十九年一月七日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条第二項の改正規定、附則第三項の改正規定、別表第二の改正規定及び別表第七の改正規定 平成二十八年十二月七日

二 別表第三の二の改正規定 公布の日

### (罰則に関する経過措置)

2 この政令（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 理由

我が国経済をめぐる最近の国際情勢に鑑み、ビニリデンフルオリドの共重合体等の輸出について許可を要しないこととするともに、ふすま等の輸出について承認を要しないこととする等の必要があるからである。